

第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果(案)の概要

循環型社会形成推進基本法では、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という）を策定することを規定しています。この規定に基づき、平成15年に「第一次循環基本計画」、平成20年に「第二次循環基本計画」が閣議決定されました。

第二次循環基本計画では、着実な実行を確保するため、毎年、施策の進捗状況などについて、中央環境審議会において集中的な審議を行い、その後の政策の方向につき政府に報告（閣議報告）することとされています。

今年度は、第二次循環基本計画の第2回目の点検ですが、重点的 point 点検事項として、①3つの社会（循環型社会、低炭素社会、自然共生社会）の統合的取組の状況、②地域循環圏の形成を踏まえた循環型社会づくり等に向けた地方公共団体・NGO/NPOによる取組、③物質フロー指標や取組指標の定量的な把握・評価の3点を設定し、施策の進捗状況などとともに、点検を行いました。点検結果のポイントは以下のとおりです。

1. 指標に関する目標に向けた進捗状況

(1) 物質フロー指標

資源生産性（※1）は、平成19年度で約36.1万円/トン（平成12年度約26.3万円/トン）であり、平成12年度と比べ約37%上昇しました。

循環利用率（※2）は、平成19年度で約13.5%（平成12年度約10.0%）であり、平成12年度と比べ約3.5%上昇しました。

最終処分量（※3）は、平成19年度で約27百万トン（平成12年度約57百万トン）であり、平成12年度と比べ約53%減少しました。

※1 資源生産性＝GDP／天然資源等投入量。産業や人々の生活がいかにものを有効に利用しているかを総合的に表す指標。

※2 循環利用率＝循環利用量／（循環利用量＋天然資源等投入量）。経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量の占める割合を表す指標。

※3 最終処分量＝廃棄物最終処分量

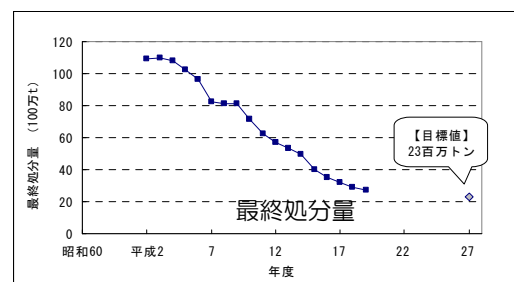
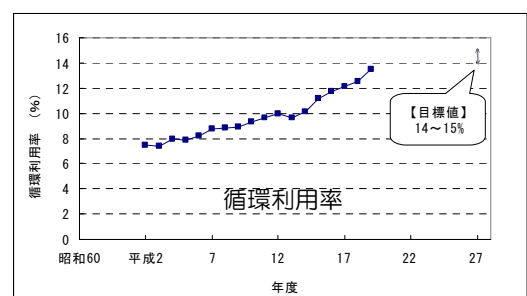
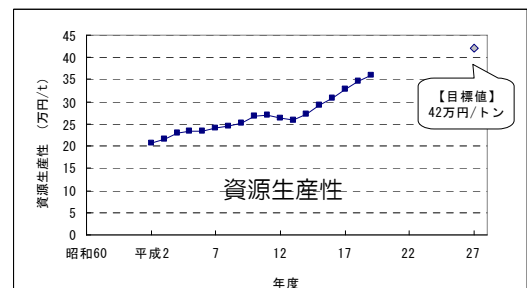
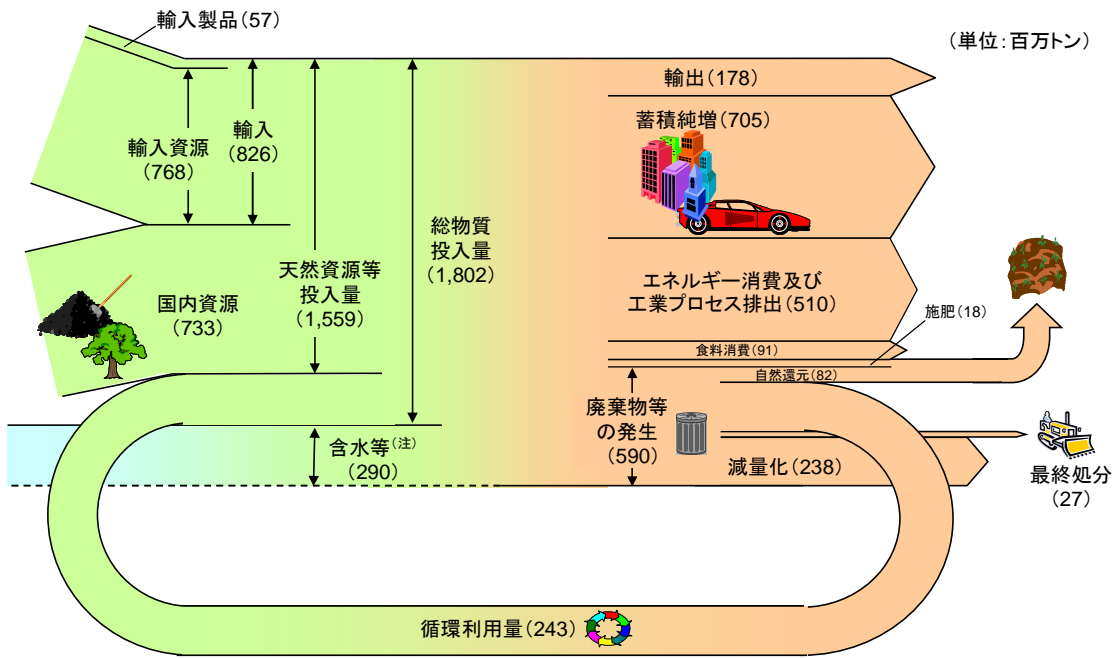
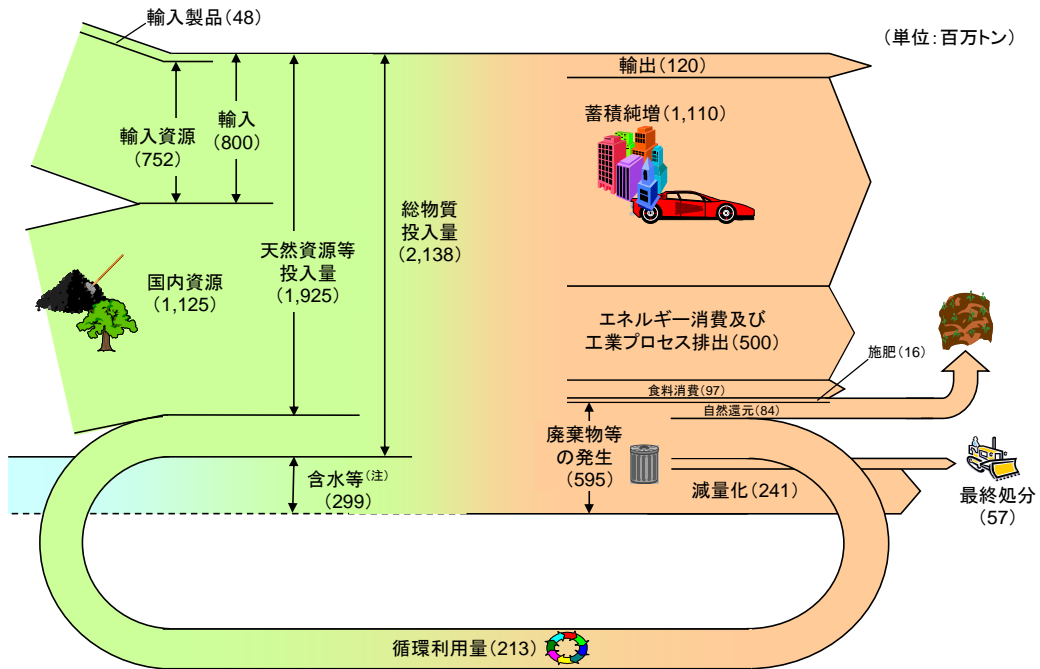


図 物質フロー指標のうち目標を設定する指標の推移



(注) 含水等：廃棄物等の含水等(汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ)及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入(鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい)

図 平成19年度の我が国における物質フローの模式図



(注) 含水等：廃棄物等の含水等(汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ)及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入(鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい)

図 平成12年度の我が国における物質フローの模式図

(2) 取組指標

① 廃棄物等の減量化

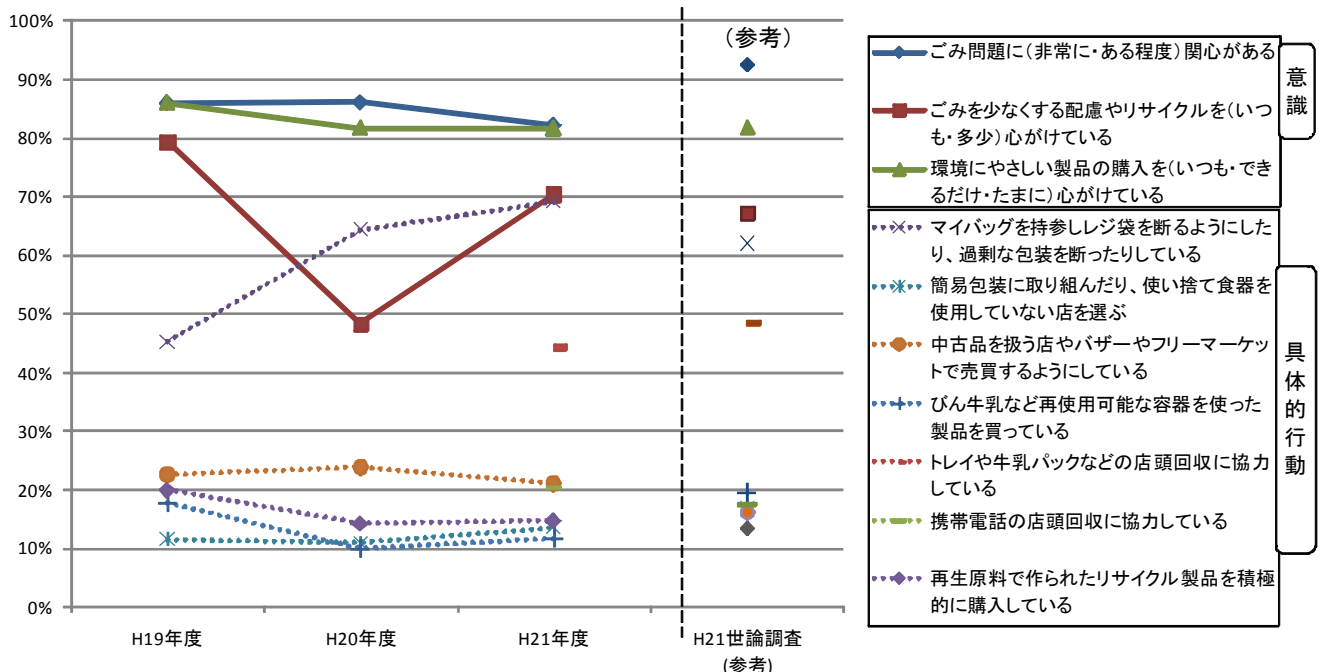
これまでの対策により、削減率は年々上昇しています。引き続き目標達成に向けて取組の充実・強化が必要です。

	H27年度目標	H12年度	H18年度	H19年度
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	—	1,185	1,115	1,089
H12年度比	▲10%	—	▲5.9%	▲8.1%
1人1日当たりに家庭から排出するごみの量 (g/人日)	—	654	601	586
H12年度比	▲20%	—	▲8.1%	▲10.4%
事業系ごみの「総量」(万トン)	—	1,799	1,580	1,509
H12年度比	▲20%	—	▲12.2%	▲16.1%
産業廃棄物の最終処分量(万トン)	—	4,500	2,180	2,057
H2年度比	▲80%	▲49.4%	▲75.5%	▲76.9%
H12年度比	▲60%	—	▲51.6%	▲54.3%

表 廃棄物等の減量化の推移

② 循環型社会形成に向けた意識・行動の変化

平成21年度に行ったアンケート調査によると、循環型社会形成に向けた国民の意識については比較的高い回答率となっている一方で、具体的な行動については取組が浸透してきている傾向はあるものの低い回答率のものもあるという結果となっています。



※平成21年度については、内閣府の「環境問題に関する世論調査」(平成21年6月)において循環型社会に関する調査を実施したため、本年度調査では、設問及び選択肢を世論調査に合わせる形で調査しました。同世論調査の結果も、参考まで、掲載いたします。

図 循環型社会形成に向けた意識・行動の変化

2. 全体的評価と課題

政府全体として、以下について重点を置きつつ、循環型社会の構築に向けた取組を推進することが必要です。

- ・ 循環資源を含めた資源価格の変動、産業構造の変化やインフラ整備の進展など、これまでの循環型社会づくりの前提となってきたシステムに大きな変化が生じている可能性や2020年（平成32年）までに1990年（平成2年）比で温室効果ガスを25%削減するという目標などを踏まえ、長期的な視野に立って新しい循環型社会の姿についての検討を進めること。
- ・ 2020年（平成32年）までに温室効果ガスを25%削減するという目標や平成22年10月に開催される「生物多様性条約第10回締約国会議」（COP10）を踏まえ、低炭素社会、自然共生社会の取組と連携して取組を進めること。まずは、相乗効果を考慮しつつ、3Rの取組を引き続き進めること。また、再使用または再生利用できない場合にあっては廃棄物発電を含む熱回収の取組を進めること。加えて、エネルギー消費の少ない3R・廃棄物処理システムの確立に向けて技術開発等を推進すること。バイオマスの利活用については、低炭素社会、自然共生社会に対しても有効な取組であることから引き続きその利活用を徹底するとともに、自然共生社会の取組については、バイオマス以外の分野にも取組を進めていくこと。
- ・ 地域循環圏の形成の推進に当たっては、地域循環圏のための地域計画の策定を引き続き進めつつ各地域で様々な主体により行われている地域循環圏づくりのための様々な取組状況について調査を行うとともに、地域住民、NGO／NPO、事業者、地方公共団体等が連携して地域循環圏を構築し、地域活性化に発展するように支援を行うこと。
- ・ 環境と経済の好循環を生み出していくため、廃棄物を資源として徹底的に活用し、また、循環型ライフスタイルの定着を図る循環型社会ビジネスの一層の活性化や廃棄物の発生抑制等に取り組み、循環型社会ビジネスの振興を通じた3R等循環型社会づくりの戦略的高度化を図ること。また、その前提となる廃棄物の適正処理を進めること。
- ・ 地球環境保全及び循環型社会ビジネスの振興の観点から、途上国では適正処理が困難であるが、我が国では処理可能な自社等の国外廃棄物の受け入れとその適正処理を推進すること。
- ・ 研究分野の成果も活用しながら、引き続き指標相互間の関連を把握しつつ、さらに指標の分析を深めていくこと。また、廃棄物統計等の早期化・速報化や精度向上を進めること。さらに、現在把握可能なデータのみでは、指標の変化についての詳細な分析、要因確定が難しいものもあることから、廃棄物処理の実態に関する情報の把握を含め、物質フロー指標及び更なる実態把握のための取組指標に係る詳細な情報の把握手法について検討していくこと。
- ・ アジアにおいて、アジア3R推進フォーラムを通じて、経済や社会の状況を踏まえつつ3Rの浸透を進めること。また、アジアのみならず世界的な3Rの推進に一層取り組むこと。